

日吉町自治会規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は日吉町自治会と称し、事務所を日吉町自治会館（日吉2丁目293番6号）に置く。

(目的)

第2条 本会は、区域内会員相互の親睦と公共福祉を増進し、当該地域の発展向上と共存共栄を計るを以て目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、横浜市港北区日吉1～5丁目、(通称、常盤台、日吉台、宮前を除く)の区域とする。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する世帯主、又は事務所及び営業所を有する者、又は法人等これに準ずる者、を以て組織する。

- 2、本会の会員は、組長総会等各種集会、又は会員名簿、掲示板、回覧版等を利用して政治、宗教、あるいは営利に関する各種、勧誘、案内を行ってはならない。

(会費)

第5条 会員は、組長総会において定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第6条 第4条第1項に該当する者で、新たに本会に入会を希望する者は、地区長、又は組長への申し込みにより入会出来る。

- 2、本会は、前項の入会申し込みがあつた場合は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第7条 会員が、次の各項の1つに該当する場合には、退会したものとする。

- ① 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。

- ② 本人より退会の意思が示され地区長、組長が止むなしと認めた場合。
- ③ 本会の目的に著しく反し入会継続に疑義があると会長が認めた場合。

第3章 事業及び組織

(事業及び組織)

第8条 本会は、第2条の目的を達成する為に次の各部を置き事業を推進する。

各部の名称及び事業内容

(1) 総務部

組長総会及び役員会の開催と進行に関する事項。
施設の運用管理及び備品類の管理保管に関する事項。
連合町内会及び諸団体、行政当局との渉外情報交換に関する事項。
その他、他部に属さない事項。

(2) 福利厚生部

各種レクリエーションに関する事項。
区域内の学校、子供会、老人会、婦人会及び区域担当民生委員との連絡。
各種公共福祉に関する事項。
その他、福利厚生に関する事項。

(3) 安全管理部

所轄警察署、交番及び所轄消防署、消防団との連絡。
防犯、防災に関する行政、その他公共団体等よりの情報の伝達。
防犯、防災に備えての諸対策及び指導に関する事項。
地区家庭防災員との連絡。
その他防犯、防災に関する一切の事項。

(4) 環境衛生部

市資源循環局、区保健所との連絡及びその情報の伝達。
区域内のゴミの分別、減量、リサイクル活動の啓発及び不法投棄に対する取組。
その他環境衛生、清掃等に関する事項。

(5) 道路交通部

区域内の道路交通に関する交通安全上の阻害となる要因等の諸問題の処理。

市交通局、所轄警察署及び土木事務所との連絡。

区域内の放置自転車、バイク類等の撤去、整理に関する事項。

その他道路交通に関する一切の事項。

(6) 広報教育文化部

公共団体及び各種団体よりの通知、情報等の窓口業務及び回覧版、掲示板、自治会だより、ホームページ等による会員への情報伝達の総合管理。

区域内の学校、子供会、婦人会及び老人会との相互に情報の伝達を計る。

文化的事業に関する講演会、音楽会、展示会、映写会、研究会等の開催。

その他、広報、教育及び自治会運営に関する意見、諸問題を収集し、例会等に献策する。

(地区及び組)

第9条 本会の運営上、区域を地区に分け、地区長を置く。

2、地区を組に分け、組長を置く。組長は組合員の協議で決まり組を代表する。

組長は、別途定める「組長業務運用の手引き」により業務を行う。

第4章 役員

(役員の種類)

第10条 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 3名以内
- 会計 3名以内
- 地区長 副地区長 12名以内
- 監査 2名
- その他、役員会で決定した者。

(役員を選任)

第11条 会長はじめ各役員は、組長総会において会員の中から選挙又は推薦により選任する。

2、役員に事故ある等、自治会運営に必要な場合、役員会の協議により、次の組長総会まで暫定的に新役員を置くことが出来る。決定後

は、会員に速やかに通知する。

3、 監査と、会長その他役員は相互に兼ねることは出来ない。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。但し兼任、再任を妨げない。

(役員任務)

第13条 各役員任務は次の通りとする。

- ① 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- ② 副会長は、会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行する。
副会長複数の場合、協議により代行者を選任する。
- ③ 会計は、会費及びその他収入と支払に関する出納を処理し、又資産の管理及び予算の企画・立案・執行状況について総合管理の任に当たる。
- ④ 各役員は、各部の事業を分担し、且つ担当地域を代表して運営並びに地区内に関する業務を総括する。
- ⑤ 監査は、本会の会計及び資産の状況を監査し、これを組長総会に報告する。

(役員解任)

第14条 役員が規約に反し、あるいは、公序良俗に反する行為があった時は、組長総会の決議により解任することが出来る。この時、本人に弁明の機会を与えることが出来る。

(顧問)

第15条 役員会の協議を経て本会に顧問を置く事が出来る。

第5章 会議

(組長総会)

第16条 組長総会は、役員及び組の代表である組長を以て構成し、年1回会長が招集する。

- 2、 会長は必要と認めた時、又は監査若しくは組長の100分の20以上から請求があった場合には、臨時組長総会を招集しなければならない。
- 3、 会長は、前項による請求があった時、その請求があった日から2カ月以内に臨時組長総会を招集しなければならない。
- 4、 組長総会を招集する時は、会議の目的たる事項及びその内容並びに

日時を示して、開催日の1カ月前までに文書を以て通知しなければならない。

- 5、組長総会の議長は総務部長が行う。総務部長に事故ある時は、出席した組長又は役員の中から選出する。
- 6、組長総会は、次の事項を審議決定する。
 - ① 事業報告、及び計画に関すること。
 - ② 決算、及び予算に関すること。
 - ③ 会費の決定に関すること。
 - ④ 規約の改定に関すること。
 - ⑤ 役員を選任、及び解任に関すること。
 - ⑥ その他、重要事項に関すること。
- 7、前項に規定する事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行することが出来るが、次の組長総会で承認を受けなければならない。
- 8、組長総会は、組長の2分の1以上の出席を以て成立する。但しやむを得ない場合には、委任状を以て出席に代えることが出来る。
- 9、議事は、出席した組長の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 10、組長総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - ① 日時及び場所
 - ② 組長の総数及び組長の出席者数（委任状を含む）
 - ③ 開催目的、審議事項及び決議事項
 - ④ その他重要事項の概要及びその結果

尚、議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名をしなければならない。

(役員会)

- 第17条 役員会は、原則として毎月1回開催する。但し、会の運営上必要があるときは、会長が臨時に招集することが出来る。
- 2、会議の成立は、役員2分の1以上の出席を要する。
 - 3、会議には、各関係団体の代表者が参加し意見を述べる事が出来る。
 - 4、議事は、出席役員過半数を以て決し、可否同数の時は議長がこれを決する。
 - 5、会長は、役員会の議決を経て、建設委員会等、各種専門委員会を設置し、効率的に会の運営を図ることが出来る。この場合、構成メンバーは、会長、副会長他数名を、役員の中から互選する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第18条 本会の資産は、次の項目に掲げるものを以て構成する。

- ① 別に設ける「保有財産目録」に記載の資産
- ② 会費
- ③ 活動に伴う収入
- ④ 資産から生ずる果実
- ⑤ 寄付金、助成金その他収入

(資産の管理)

第19条 本会の資産は、会長が管理しその方法は、役員会の議決によりこれを定める。

- 2、資産の管理は一般会計と資産管理会計により行う。
尚、目的により、特別会計を設置することが出来る。

(資産の処分)

第20条 本会の資産で、第18条①に掲げるものを処分し、又は担保にする場合には、組長総会において4分の3以上の議決を要する。

(経費)

第21条 本会の経費は第18条2項より5項までの収入を以て充当する。
又、町内各関係団体への活動補助金の分配については、各団体より提出された決算書の内容を検討の上、決めるものとする。

(会計年度)

第22条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1カ年とする。

- 2、年度開始時に、予算は組長総会において決議されていないが、会長は前年度の予算を基準として収入支出をすることが出来る。

(会計報告)

第23条 会計は、事業年度毎に決算書を作成し、会計監査を受けた後、組長総会の承認を受ける。

第7章 その他

(表彰)

第 24 条 次の場合、会長は、役員会の協議を経て表彰することが出来る。

- ① 本会の会員で、著しい榮譽を挙げ、地域の地位向上に多大の貢献があると認められた時。
- ② 永年に亘り、自治会活動、各種団体活動等、地域活動に携わり多大の貢献が認められた時。

(解散)

第 25 条 本会の解散に当たっては組長総会において4分の3以上の議決を必要とする。

(委任)

第 26 条 この規約の施行に関し必要な事項は、組長総会の議決を経て会長が定める。

(付則)

この規約は 平成26年5月11日から施行する。

この規約の経歴を念のため、記録する。

- 1、この規約は、昭和50年5月25日改正施行する。
- 2、一部改正 平成9年5月25日改正施行する。
- 3、一部改正 平成12年5月21日改正施行する。
- 4、自治会館建設に合わせ、平成18年5月27日改正施行する。
- 5、一部改正 平成22年5月9日改正施行する。
- 6、一部改正 平成26年5月11日改正施行する。
- 7、一部改正 平成28年5月8日改正施工する。